

茂木小学校いじめ防止基本方針

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を学校・家庭・地域が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、学校や家庭・地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。また、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底し、いじめる子どもに対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導を行うことや、いじめられている子どもについては、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す等、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

【めざす児童像】

- 思いやりのある子ども 「徳」
- しっかり学び合う子ども 「知」
- 元気でたくましい子ども 「体」

いじめ対策委員会

「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

本校では、生活指導会（児童理解研修会）と合同で開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学級担任等で構成する。

- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- 相談・通報の窓口
- 情報の収集と記録、共有
- 緊急会議の開催、対応方針の決定

専門家・外部関係者

必要に応じて、長崎市教育委員会に、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣要請を行い、専門的な対応や助言をいただく。

PTA・地域との連携

PTA会長、学校評議員、民生委員、主任児童委員との連携を図る。

関係機関との連携

長崎市教育委員会及び「いじめ対策プロジェクトチーム」、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携を図る。

児童会

児童会において、いじめ防止について、自分たちでできること等を主体的に考え、取り組む。

「いじめの定義」いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめの禁止」いじめ防止対策推進法 第4条

児童等は、いじめを行ってはならない。

「保護者の責務等」いじめ防止対策推進法 第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

◇ いじめのチェックリスト (項目のみ記載)

1 いじめられている子どもが発するサイン	
(1) 体や体調	(2) しぐさや態度
(3) 友達との関係	(4) 生活面
2 学校の生活場面でのチェックポイント	
(1) 学級の雰囲気	(2) 登校時や朝の会
(3) 授業時間	(4) 給食時
(5) 休み時間	(6) 掃除や諸活動

(7) 学級活動や班・係活動	(8) 放課後
3 家庭でのチェックポイント	
(1) 服装	(2) 持ち物
(3) 金銭	(4) 家庭学習
(5) 態度やしぐさ	(6) からだや体調
(7) 友人関係	
4 いじめている子どもが家庭で出すサイン	

◇ 年間活動計画 (研修計画も含む)

月	活動内容	月	活動内容
4月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)	10月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)
5月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)	11月	〇学校生活アンケート・面談実施 〇いじめ対策委員会 (生活指導会) 〇い
6月	〇学校生活アンケート・面談実施 〇いじめ対策委員会 (生活指導会) 〇教育週間 (いじめ防止ワークショップ)	12月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会) 〇人権集会
7月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)	1月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)
8月	〇職員研修の実施	2月	〇学校生活アンケート・面談実施 〇いじめ対策委員会 (生活指導会) 〇いじめ対
9月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)	3月	〇いじめ対策委員会 (生活指導会)

◇ 様々な相談機関

親子ホットライン	0120-078-310	8:45~16:45(月~金)
こころの電話	095-847-7867	9:00~21:00(月~金)
子ども・家庭110番	095-847-7867	9:00~16:30(月~金)
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00~17:45(月~金)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45(月~金)
こども人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00(毎日)
いじめ相談ホットライン	0570-078310	24時間(月~金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45(月~金)
長崎市少年センター	095-825-1949	9:00~17:30(月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-273	9:00~16:00(月~金)
子育て支援相談電話	095-825-5624/095-822-8573	8:45~17:30(月~金)

◇ いじめ問題への取組

いじめの防止

「学校及び学校の教職員の責務」いじめ防止対策推進法 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を推進する。

- いじめの防止及び、いじめの発生に備えた校内指導体制の確立
- 教育活動全体を通じた豊かな心の育成
(道徳性を養う道徳教育の充実、人権意識や生命尊重の態度の育成)
- 特別な配慮が必要な児童の支援
- 児童の主体的な活動の推進
(自己肯定感や自己指導能力の育成「いじめ防止ワークショップ」等青少年赤十字の活動を生かした教育の推進)
- 教師の指導力の向上(いじめに関する校内研修の充実)
- 家庭や地域、中学校、関係機関との連携強化(P T A等での研修会の実施等)

いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなどして、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- 学期1回及び必要に応じたアンケート調査と個別面談の実施
- 教育相談体制の整備と相談窓口の周知
- 教職員による観察や情報交換 ○ 情報の収集、相談機関等の周知 ○ いじめが確認された場合は、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関と連携する。

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。

- いじめの発見や相談を受けた時の対応 ○ 組織的な対応
- いじめられた児童及びその保護者への支援 ○ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- 集団への働きかけ ○ ネット上のいじめへの対応、情報モラル教育の充実

いじめの認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害にあっている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを見落とさないためにも「芽」や「兆候」についても定義に従い、正確に認知し、早期対応、早期解決につなげる。

- いじめの認知に関する消極姿勢や漏れがないかの十分な確認
- 認知件数が0であった場合の事実の(児童・保護者への)公表による検証及び認知漏れの確認
- 被害・加害児童の力関係の差異の要素によるいじめの定義の限定回避
- いじめの定義以外の判断基準による認知漏れ回避

重大事態発生時の取組

- 1 重大事態の発生と調査
 - ・ 重大事態の発生を認知した場合、直ちに市教育委員会へ報告し、「いじめ対策委員会」で調査を行う。
- 2 調査結果の報告及び提供
 - ・ 調査の結果は、速やかに市教育委員会へ報告すると共に、いじめを受けた児童の保護者へ情報を適切に提供する。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導担当へ報告

→ 直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。必要に応じて、関係機関に相談する。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。（立ち直りの支援）
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つ力を育てる。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、「いじめの解消」への取組を行う。